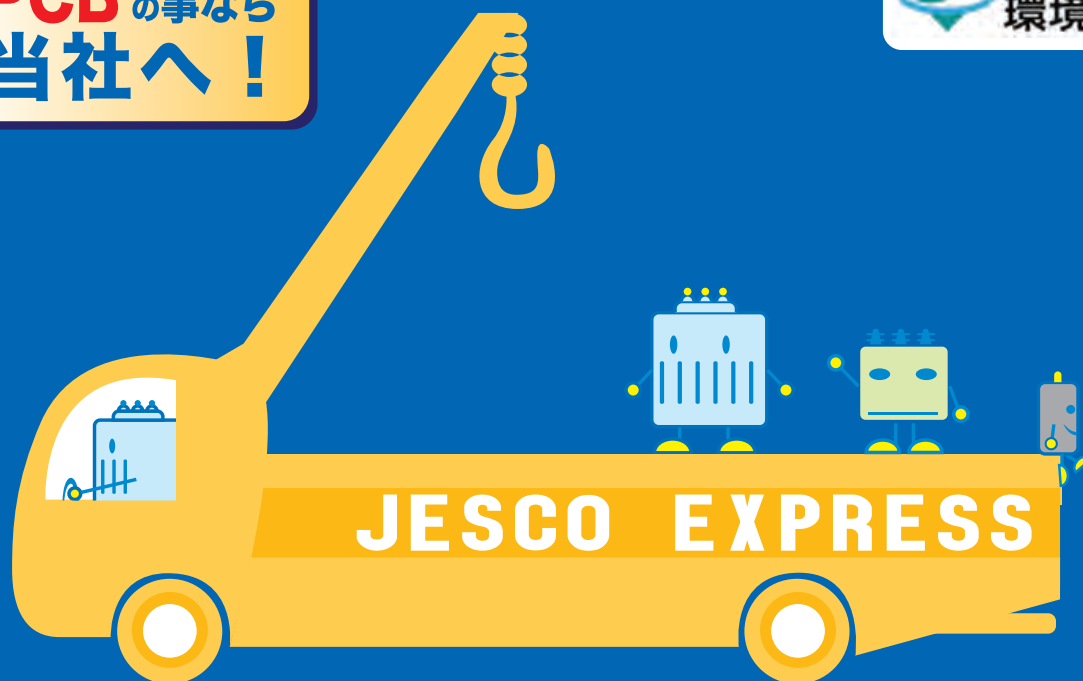


PCBの事なら  
当社へ！



会社概要

会社概要をご案内致します。

業務案内

業務内容をご案内致します。

PCB産業廃棄物収集運搬処理フロー

PCBの処理方法をわかりやすく解説致します。

PCB処理期限 & 罰則規定

PCB処理の「期限」、「罰則規定」をご紹介致します。

**JESCO-EXPRESS(株式会社ジェスコエクスプレス)とは  
PCB廃棄物の収集運搬を行う会社です。**

## 会社概要

|       |   |
|-------|---|
| 社名    | JESCO-EXPRESS(株式会社ジェスコエクスプレス)                             |
| 業務上本社 | 〒554-0012 大阪市此花区西九条2丁目5番18号<br>山本ビル4F                     |
| TEL   | 06-6462-0004  |
| FAX   | 06-6468-1224  |
| 資本金   | 2,100万円   |
| 設立    | 平成17年10月  |
| 業種    | PCB廃棄物収集運搬業   |
| 許認可   | 特別管理産業廃棄物収集運搬業  |
| 車輛    | 4トン ユニック車 1台 8トン ユニック車 1台<br>4KLタンクローリー車 1台 2tキャブオーバー車 1台 |
| 取引銀行  | 三菱東京UFJ銀行 ・四貫島支店<br>三井住友銀行 ・四貫島支店 ・大和王寺支店                 |

## 許認可

- ◆日本環境安全事業株式会社大阪事業所 入門許可番号:環大阪18-3
- ◆近畿2府4県特別管理産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第126261号(統一許可番号)
- ◆近畿2府4県産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第126261号(統一許可番号)
- ◆首都圏特別産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第126261号(統一許可番号)  
<東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・栃木県>
- ◆九州地方特別産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第126261号(統一許可番号)  
<福岡県・佐賀県>
- ◆中部・東海・北陸地方特別産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第126261号(統一許可番号)  
<静岡県・富山県・愛知県>
- ◆中国・四国地方特別産業廃棄物収集運搬業 許可番号:第126261号(統一許可番号)  
<岡山県・愛媛県・広島県>
- ◆上記以外の行政許可取得継続中

**JESCO-EXPRESS(株式会社ジェスコエクスプレス)は  
PCB廃棄物に係るすべてのご相談を承っております。**

## 業務案内

- ◆高濃度PCB 廃棄物収集運搬及び移動運搬
- ◆低濃度(微量)PCB廃棄物収集運搬及び移動運搬
- ◆PCB分析サービス
- ◆PCB安定器に係る業務
- ◆PCB廃棄物(機器)補修・整理業務
- ◆PCB廃棄物保管容器販売
- ◆PCB廃棄物全般に係るご相談
- ◆受電設備の販売
- ◆上記業務に係る工事全般

## PCB運搬車両・運搬容器



PCB専用4トンユニック車



PCB専用8トンユニック車



微量PCB専用タンクローリー車



2トンキャブオーバー車



PCB専用漏れ防止型金属容器



PCB専用漏れ防止型金属トレイ

**JESCO-EXPRESS(株式会社ジェスコエクスプレス)は  
PCB廃棄物に係るすべてのご相談を承っております。**

## PCB作業内容



トランス搬出作業



PCB廃棄物の積み込み作業



安定器のPCB含有調査作業



微量PCBの吸入・排出作業



PCB含有調査(抜油作業)

# PCB産業廃棄物収集運搬処理フロー

## ① 現地(機器)調査(PCB含有検査)

まずは現状確認のため、現地調査を行います。その後PSB廃棄物保管事業者と弊社担当者によるミーティングを行ない、PCB廃棄物の内容数量、運搬ルート、機材、計画等を事前に打ち合わせします。



## ② 漏洩チェック

PCB廃棄物に漏洩、破損がないかをチェックします。

## ③ 搬出作業

PCB廃棄物を積み込むため細心の注意を払い搬出します。必要に応じて養生作業を行います。

## ④ バーコード貼付

GPS(人工衛星による位置決定システム)で所在を管理するため、PCB廃棄物にバーコードシールを貼り付けます。

## ⑤ 積載

漏洩防止装置などを施し、細心の注意を払い、専用のコンテナへ積み込みます。

## ⑥ 輸送

PCB廃棄物専用容器及びPCB廃棄物運搬専用車を使用し、事故などによる漏洩を防止します。

## ⑦ 日本環境安全事業株式会社 (JESCO) にて処分

日本環境安全事業株式会社 (JESCO:PCB処理施設)へ搬入します。

## ⑦ 認定処理会社 にて処分

弊社にて処理会社をご紹介します。

## ⑦ 産業廃棄物として許可会社にて処分

弊社にて処理会社をご紹介します。

ご存知  
ですか？

平成38年まで

## PCB処理には期限がある!

PCB(ポリ塩化ビフェニル)の毒性が社会問題化し、日本では昭和47年以降製造が行われておりません。

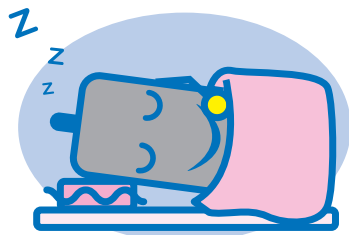
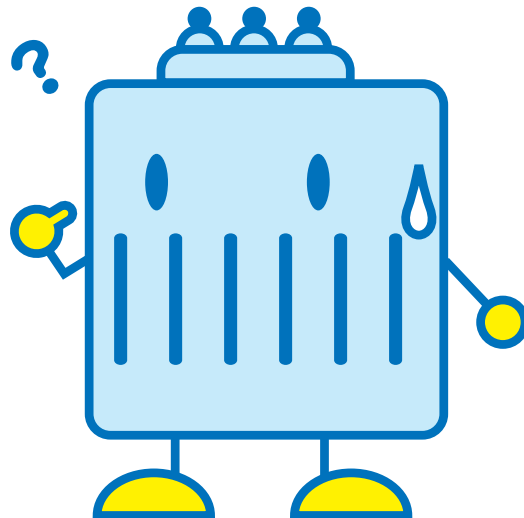
不要となったPCB処理の為、施設の設置が必要ではあるものの、住民の理解を得られないことなどから約30年間ほとんど処理が行われておらず、長きに渡る保管の為、紛失・漏洩が起こり、**環境問題が深刻化**しています。

そこで平成13年「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定されました。

PCB廃棄物を保管している事業者は法律が施行された日(平成13年7月15日)から25年の期間内(=平成38年まで)に**PCB廃棄物を自ら処分**するか、**処分を依頼**しなければなりません。

また、毎年、PCB廃棄物の保管・処分状況を都道府県知事に**届け出**しなければなりません。

(届け出を行わなかったり、虚偽の届け出をした者は**6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処されます。



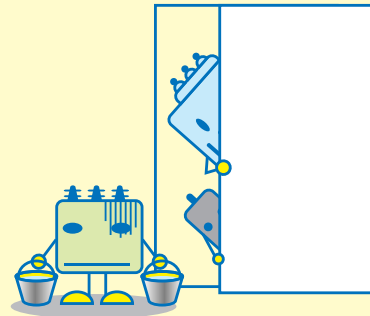
## あなたの倉庫に眠っていませんか？

眠っているPCBを使用した各種製品等を発見した場合、ただちに管轄の都道府県又は保健所設置市の産業廃棄物担当までご連絡下さい。

| 用途大別                     | 製品例・使用場所   |
|--------------------------|--|
| 絶縁油<br>トランス用<br>コンデンサ用   | ビル・病院・鉄道車輛・船舶等のトランス<br>蛍光灯・水銀灯等の安定器、冷暖房器・洗濯機・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用、<br>モーター用等の固定ペーパーコンデンサ、直流用コンデンサ、蓄電用コンデンサ |
| 熱媒体(加熱と冷却)               | 各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における<br>加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター   |
| 潤滑油                      | 高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加材  |
| 可塑剤<br>絶縁用<br>難燃用<br>その他 | 電線の被覆・絶縁テープ<br>ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂、ゴム等に混合<br>接着剤、ニス・ワックス、アスファルトに混合                                       |
| 感圧複写紙<br>塗料・印刷インキ        | ノンカーボン紙(溶媒)、電子式複写紙<br>難燃性塗料、耐食性塗料、耐水性塗料、印刷インキ  |
| その他                      | 紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、<br>カラーテレビ部品、農薬の効力延長剤、石油添加物剤   |

# PCBに関する罰則規定

PCB廃棄物を保管、処理、運搬等をするにはいろいろな決まりがあります。それらに違反すると罰則が課せられます。ここではどんな規定があるのか、どんな罰則を課せられるのかを



## 届け出

PCB廃棄物を保管している事業者が、毎年度の保管及び処分状況に関して都道府県知事(市長)に届け出なかったり、虚偽の届け出をした場合

▶▶ 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

## 期間

事業者は、平成38年7月15日までに、自ら処分するか、処分を他人に依頼するなどの適正な処理を怠り、環境大臣又は都道府県知事の命令に違反した場合

▶▶ 3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金・または併科

## 譲渡し・譲受け

PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けた場合

▶▶ 3年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金・または併科

## 承継

PCB保管事業者に相続、合併又は分割があった場合、承継した法人(その事業者の地位を承継した者)は、承継があった日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないが、その際の無届、虚偽の届け出等があった場合

▶▶ 30万円以下の罰金

## 特別管理産業廃棄物管理責任者

PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければならないが、置かなかった場合

▶▶ 30万円以下の罰金

## 特別管理産業廃棄物の運搬・処分

特別管理産業廃棄物(PCB等)の収集運搬や処分の無許可営業、措置命令違反、投棄等が発覚した場合

▶▶ 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金・または併科

## 不法投棄

特別管理産業廃棄物(PCB等)の不法投棄をした場合

▶▶ 法人には1億円以下の罰金

## 委託

基準不適合な収集運搬・処分業者へ委託をした場合

▶▶ 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金・または併科

## マニフェスト

マニフェストに虚偽の記載をした場合

▶▶ 50万円以下の罰金